

平成 29 年度の「その他の乳製品」の関税割当てにかかるお知らせ  
(申請順位決定のための抽選方法の変更)

平成 28 年 12 月 9 日  
農 林 水 産 省

平成 28 年度の「その他の乳製品」の関税割当ては、平成 28 年 3 月 11 日付け 27 国際第 1377 号関税割当公表第 66 号に基づき実施しているところです。

平成 29 年度から、この関税割当公表第 4 の 4 の資格に基づく申請について、申請順位決定のための抽選方法の変更を予定しています  
(別紙参照)。

詳細については、平成 29 年 3 月 10 日公表予定の関税割当公表(平成 29 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて)にてご確認ください。

なお、平成 29 年度の関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

(参考)

「平成 28 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて(平成 28 年 3 月 11 日付け 27 国際第 1377 号関税割当公表第 66 号)」

[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t\\_kanwar i/02/h280311/pdf/66-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwar i/02/h280311/pdf/66-1.pdf)

# 「その他の乳製品」の関税割当てにおける 申請順位決定のための抽選方法の変更

関税割当公表第4の4の資格に基づく申請順位決定のための抽選方法のみの変更であり、関税割当公表第4の1、第4の2、第4の3及び第4の5の資格に基づく申請については、変更点はありません。

## 【平成28年度まで】

農林水産省で開催される抽選会において、関税割当申請希望者が引いたクジにより申請順位を決定し、申請を行う。

**変更**

## 【平成29年度から】

- ① 関税割当申請希望者は、郵便往復はがきにて申請登録申込を行う。
- ② 農林水産省は、返信はがきで申請登録申込者に申請登録番号を通知する。
- ③ 公開抽選※により申請登録番号に対して申請順位を決定する。
- ④ 申請登録申込者は、農林水産省のHPで公開抽選結果を確認し、申請順位に従い申請を行う。

※農林水産省が立会人同席の下、一連番号方式により申請順位を決定するため、申請登録申込者が来省する必要はありません（見学は可能です）。

※詳細については、平成29年3月10日に農林水産省のHPで公表予定の関税割当公表にてご確認ください。